

境港市みんなでまちづくり条例

目次

- 第1章 条例全体に関わる基本的な約束事（第1条～第5条）
- 第2章 市民活動の促進（第6条）
- 第3章 行政参加（第7条～第12条）
- 第4章 住民投票（第13条）
- 第5章 支援（第14条～第17条）
- 第6章 協働（第18条～第20条）
- 第7章 実効性の確保（第21条～第23条）
- 第8章 雑則（第24条）
- 附則

私たちの住む境港市は、風光明媚な白砂青松の弓ヶ浜の先端にあり、豊かな自然環境に恵まれ、水産業を基軸とした明るくそして人情味豊かな活気あるまちとして、古くから発展してきました。

私たちは、生涯をとおして心豊かに健康で安心して暮らしたい、そして、境港の人すべてがそうあって欲しい、という素朴な願いをもっています。この願いをかなえていくためには、誰もがこの「ふるさと境港」を愛し、市民、市民活動団体、事業者、市（以下「みんな」といいます。）が相互に理解し合い、力を合わせながら、暮らしやすいまちづくりに取り組んでいくことが大切です。

ここに、私たちは、お互いの立場や思いを尊重しながら、「みんなでまちづくり」を推進していくため、この条例を制定します。

【前文】

西日本有数の漁業基地で、水産業を基幹産業として発展してきた境港市の地理的特性の紹介と市民の素朴な願いをかなえるには、「ふるさと境港」が暮らしやすいまちになるためには、どうしていけばよいのか、そして、この条例全体のコンセプトである、市民ひとりひとりのまちづくりへの関心や状況に応じた（等身大の）参加を尊重すること、まちづくりに参加する権利を使いたくなるような環境をみんなで作っていく、という思いを込めています。

第1章 条例全体に関わる基本的な約束事

（目的）

第1条 この条例は、一人でも多くの市民が自分たちのまちは自分たちで考え、自分たちで創り上げていくという誇りを持つようになり、みんなの力で暮らしやすいまちを実現することを目的とします。

この条例の目的です。一人でも多くの市民が自主的、自発的にわがまちの事を考え、創り上げていく、という誇りを持つようになって、みんな（市民、市民活動団体、事業者、市）が力を合わせて暮らしやすいまちを実現することです。

(用語の意味)

第2条 この条例で使用する用語の意味は、次のとおりです。

(1)「市民」とは、市内に住んでいる人又は通勤、通学している人で、20歳未満の青少年や子ども、永住外国人も含みます。

(2)「事業者」とは、市内に事務所又は事業所などを持つ個人の自営業者や企業のことをいいます。

(3)「市」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会の各機関をいいます。

(4)「行政活動」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条に規定するところにより事務を処理するために市が行う活動をいいます。

(5)「市民活動」とは、市民が自主的に行う暮らしやすいまちの実現に寄与することを目的とした活動で、営利を目的とするもの、宗教的及び政治的な活動を主な目的とするもの並びに特定の公職の候補者や政党を支持する活動は除きます。

(6)「市民活動団体」とは、前号の市民活動を行う団体で、NPO、ボランティア団体、自治会などが含まれます。

(7)「促進」とは、一人でも多くの市民に、自らの関心や状況に応じた形で市民活動に関わってもらえるよう、その活動を促し、活性化を図ることです。

(8)「参加」とは、広く、ボランティアや自治会活動など各種の市民活動に関わることで、この条例では主に市政に市民の意見を反映させるため、政策や事業などの企画、立案、実施及び評価の各段階で行政活動に関わる行政参加をいいます。

(9)「支援」とは、自治会やNPOなどの市民活動団体が円滑にその活動を進めることができるよう、みんなが様々な形で援助することで、この条例では市が行う支援をいいます。

(10)「協働」とは、団体と団体が力をあわせて、暮らしやすいまちの実現に取り組むことで、この条例では主に市民活動団体と市との協働をいいます。

この条例で使用する用語の意味で、一般的に「定義」と呼ばれます。

(1)市内に住んでいる人だけでなく、市内の会社や学校に通っている市外の人、20歳未満の青少年や子ども、永住外国人の人も市民に含めて、この条例の対象としています。

(2)市内に事務所や事業所などがある自営業、民間企業など、主に営利を目的として事業を営んでいる個人や法人をいいます。

(3)市の実施機関の総称です。市長は個人を指すのではなく、市長部局の行政機関(一般的には 部 課など)をいいます。

(4)地方自治法第1条の2第1項では、「地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする。」と規定されていますが、具体的には、市民の安全、健康と福祉の保持、道路、公園などの建設および維持管理、学校、体育館などの設置および管理運営などの市が行う活動をいいます。

(5)暮らしやすいまちづくりの実現(公共的な利益の増進)のため、市民が自主的に参加して自発的に行う営利を目的としない活動であって、社会貢献性を持つ活動をいいます。具体的には、ボランティア活動(清掃・美化、災害復興支援活動など)や自治会などの地域での活動、NPOなどで活動することです。

宗教の教義を広めるまたは政治上の主義を推進することを主な目的とする活動、特定の公職(国会議員、知事、市長など)の候補者や政党を支持する活動などは該当しません。

(6) N P Oとは、Non-Profit Organizationの略で一般的には民間の非営利団体、その中でも市民が主体となり、世の中のためになる活動(社会貢献活動)を行っている団体で、この条例においては、法人格の有無は問わないこととしています。なお、営利を第一の目的とはしませんが、活動のための資金を得ることまで否定するものではありません。この条例では、特にN P Oに焦点をあてています。

また、民法第34条に規定される社団法人、財団法人などの公益法人も市民活動団体に含みます。

(7)「促進」とは、「市民活動」を促すことです。ひとりでも多くの市民に、それぞれの関心や状況に応じて市民活動に関わってもらうことです。例えば、仕事で多忙な人は寄付という形で、お金はないけど時間はあるという人は汗という形で。市民こそが「まちづくりの主役」という考え方で取り組みます。

(8)「参加」には大きく4つのタイプがあります。(以下を総称して「市民参加」と呼びます。)

(ア)社会参加：市民が個人の立場で、ボランティアなどを行うこと。

(イ)N P O参加：市民活動団体などの一員となり、その活動に加わること。

(ウ)地域参加：自治会などに加入し、その活動に参加すること。

(エ)行政参加：行政やその活動に協力したり、意見を反映させたりしていくこと。

特に断りのない場合、この条例で「参加」とは、上記(エ)行政参加を意味します。

(9)「支援」とは、自治会やN P Oなどの「団体」がより円滑にその活動を進めることができるよう、様々な形(お金、場所、情報、ひと)で援助、支援していくことです。この条例では、行政がなすべき「支援」を中心に定めますが、最終的には、市民一人ひとりの支援がN P O活動などの鍵を握ると考えます。

(10)「協働」とは、N P O、行政、企業、自治会などの「団体」同士が、対等な立場で力を合わせ、地域の問題解決に取り組むことを意味します。具体的な形態としては、行政からN P Oなどへの事業の「委託」、一緒にイベントなどを行う「共催」、明確な役割分担のもとに一定期間継続的に協力しあう「事業協力」などがあります。

(基本理念)

第3条 みんなで、この条例を推進するにあたり、暮らしやすいまちづくりの将来ビジョンを次のように掲げ、まちづくりを進めます。

(1)市民が日常的にかつ気軽に市民活動に参加しているまち

(2)市民からいつでも、どこでも自由に意見や提案が行え、それらが市政に十分に反映され、活かされるまち

(3)様々な支援が実施され、市民活動がより円滑に、活発に行われているまち

(4)協働が進展し、様々な団体と市が地域の共通の課題解決に向かって協力し合っているまち

市民、市民活動団体、事業者、市の「みんな」でまちづくりを推進するにあたり、

「促進」していった結果

「参加」を進めた結果

「支援」が実施された結果

「協働」が進展した結果、

の4つの柱が機能した結果、暮らしやすいまちづくりの将来ビジョンはこうなるという表現で、この条例の基本的な考え方を定めています。

(市民、市民活動団体、事業者の役割)

第4条 市民は、まちづくりの主役として、それぞれの関心や状況に応じて、暮らしやすいまちの実現に努めることとします。

2 市民活動団体は、暮らしやすいまちの実現に直接的に関わる団体として、常に公益を意識するとともに、その実情に応じて、広く市民から理解や参加を得られるよう努めることとします。

3 事業者は、まちづくりを担う一員として、地域の課題解決に関心を持つとともに、その実情に応じて、就業者が市民活動に関わりやすい環境整備と社会貢献に努めることとします。

【市民の役割】

一人でも多くの市民が自らの持つ様々な力(知恵、お金、労力など)を持ち寄ることによって、より暮らしやすいまちが実現するものと考え、市民の皆さんに、「まちづくりの主役」としての役割を期待しています。ただし、「市民活動」や「参加」は決して義務ではなく、あくまでもそれぞれの関心や状況に応じて、自主的に行われるのが基本です。

【市民活動団体の役割】

市民活動団体の自主性は最大限に尊重されるべきものですが、公益的な活動をする団体としての最低限の役割を果たしていただくこと、また、広く市民からの関心や参加を得られるよう、透明性の確保などに努める必要もあると考えます。ただし、市民活動団体も一様ではないため、団体の特質や状況に応じて、その役割を果たしていただきたいと考えます。

【事業者の役割】

企業などの事業者は、営利活動を行うのが原則ですが、その活動のなかにおいても「暮らしやすいまち」の実現につながるものがあると思われれます。実情に応じて、営利活動以外での地域の課題解決に役立つ活動、例えば、市民活動団体への寄付や市民活動団体との協働など、そして就業者が市民活動に関わりやすいような取り組みもお願いしたいと考えます。

(市の責務)

第5条 市は、暮らしやすいまちづくりを進めるため、次に掲げることに努めなければなりません。

- (1) 市の持つ情報を積極的に公表し、市民、市民活動団体、事業者と情報を共有すること。
- (2) 暮らしやすいまちづくりを専門的に担うものとして、行財政改革に不断に取り組むこと。
- (3) この条例に関する市の職員の十分な理解と意識の高揚を図ること。
- (4) 促進、参加、支援及び協働に関する施策を展開し、積極的に推進すること。

市は、市民から「暮らしやすいまちづくり」を信託された立場として、この条例を全般的に推進する責務を負っています。

例えば、市民活動「促進」のための総合的な環境整備、「参加」の機会の積極的な提供とその結果の反映、市民活動団体などへの財政的・人的などの「支援」、「協働」の仕組みづくりなどを具体的に進めていきます。

以上の前提として、市の持つ情報を積極的に公表し、市民の皆さんと情報を共有すると同時に、さらなる行財政改革を進め、この条例に関する市の職員の十分な理解と意識の高揚に努めます。

第2章 市民活動の促進

(市民活動の促進)

第6条 市は、「みんなでまちづくり」への関心を持ってもらうために、市民活動に関する情報や行政参加の案内などについて、市報やホームページなどを通じて、わかりやすく積極的な情報提供を行います。

2 市は、境港市民活動センターを促進の拠点として、一層の有効活用を図り、市民が気軽に立ち寄ることができる場にしていきます。

3 市は、自治会活動などの地域の活動への参加の促進と振興のため、様々な方策を検討します。

4 市は、市民活動を促進するため、前3項に規定するもののほか、必要な環境の整備、充実を図ります。

【基本的な考え方】

「市民はまちづくりの主役」という認識に立ちますが、市民活動を市民の義務とは考えません。市民一人ひとりの関心や状況にあった形での市民活動を促進していきます。

【具体的な方策】

・一人でも多くの人に「まちづくり」への関心を持ってもらうために、ボランティアやNPOなどに関する情報や行政参加の案内など、市報やホームページなどを通じて、わかりやすく積極的な情報提供を行います。

・平成18年3月にオープンした「境港市民活動センター」(市民会館1階食堂跡)を「促進」の拠点として、一層の有効活用を図り、市民が気軽に立ち寄ることができる場にしていきます。

・自治会、町内会などの地縁団体への加入促進や自治会活動などの地域の活動への参加を促進するための方策を検討します。

・市民活動を「促進」させる仕組みとして、「アダプト制度」や「市民活動保険制度」などの導入を検討します。

「アダプト制度」とは、道路や公園などの公共施設を地域の市民が里親となって美化・清掃を行い、行政は清掃用品やごみ袋を支給するなど、市民と行政がお互いに役割を分担し、パートナーシップで環境の美化を図るものです。

・そのほか、市民の関心や状況に応じた環境整備を行っていきます。例えば、企業で働く人にはボランティア休暇が取得しやすい環境が必要となりますし、自分でボランティアに出かける時間はないけど応援はしたいという人には、寄付のしやすい環境整備が求められます。

第3章 行政参加

(市民生活に重要な影響を及ぼす行政活動への参加)

第7条 市は、次に掲げる事項について、あらかじめ参加の機会を設けます。

(1) 市の総合計画などの策定又は変更

(2) 市政に関する基本方針を定め、又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

(3) 広く市民に適用される市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

(4) 公共の大規模施設設置に係る基本計画などの策定やその施設の利用や運営の方針又はそれらの変更

2 市は、前項に掲げる事項のうち、次の各号のいずれかに該当するものについては、参加の機会を設けないことができます。

(1) 法令等の規定により実施基準が定められ、それに基づいて行うもの

(2) 軽微なもの

(3) 緊急を要するもの

(4) 市の内部の事務処理に関するもの

3 市は、前項の規定により参加の機会を設けないこととした事項について、その理由を付して、これを公表します。

4 市は、第1項に掲げる以外の事項についても、参加の機会を設けることができます。

【第1項】

市民生活に重要な影響を及ぼす行政活動において、どのような場合に参加の機会を用意するのかを規定しています。

市民生活に重要な影響を及ぼす行政活動への参加とは、

(1) 市の総合計画などの策定又は変更

・総合計画（自治体の基本構想）以外の計画は、その他の行政分野別の基本的な計画、例えば、「地域福祉計画」、「男女共同参画プラン」、「子育て支援計画」などが該当します。

(2) 市政に関する基本方針、市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃

・例えば、この「みんなでまちづくり条例」や「環境基本条例」、「路上喫煙禁止条例」などが該当します。

(3) 広く市民に適用される市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入又は改廃

・例えば、「情報公開制度」、「小中学校の通学区域制度」、「ごみの分別収集制度」などが該当します。

(4) 公共の大規模施設設置に係る基本計画などの策定やその利用や運営の方針、又はそれらの変更

・例えば、学校、公民館、体育施設、公園など多額の予算が必要となる施設の建設計画や利用、運営方針などが該当します。（設計費、建設費などを合計した総事業費が2億円を超える施設）

【第2項】

(1) 国の法令等の規定により、一定の実施基準が定められているものは、その基準に基づいて行う、例えば市税の標準税率などは、市民の意見を反映する余地がないため、参加の機会を設けないことができるというものです。

(2) は、第1項に掲げる以外の行政活動のうち、政策的判断を求めない軽微な内容のものは、参加の機会を設けないことができるというものです。例えば、第1項に該当する条例などにおいて、国の法令を引用している箇所がある場合に、それらの法令改正により、引用した部分の条項などの番号が移動したり、用語の表現が変わったりした場合に条例などを改正する場合などです。

(3) は、災害や不測の事態など、その対応への判断に緊急性、迅速性が求められ、参加の機会を設けては時間的に間に合わない場合、参加の機会を設けないことができるというものです。

(4) は、市の内部の事務処理に関するもの、市が自らの責任と意思で決定すべき事項は、参加の機会を設けないことができるというものです。例えば、職員の人事や会計に関する事務処理などです。

【第3項】

参加の機会を設けなかった事項について、その具体的な理由を挙げて、公表するものです。

【第4項】

第1項に該当しない事項に対しても、必要に応じて参加の機会を設けることで、広く行政参加の機会の提供を行うものです。

(日常的な参加)

第 8 条 市は、市民の要望、苦情なども参加ととらえ、日頃から市民との積極的な対話を心がけるなど、前条の参加の機会に限らず、日常的な行政参加を積極的に推進します。

第 7 条のような「重要な影響を及ぼす」行政活動への参加だけではなく、電話や口頭などによる要望や苦情などの「日常的な」参加も重要と考えます。

例えば、市民が市職員と気軽に対話ができるような場の提供や方法などを検討していきます。

(参加の機会の提供方法)

第 9 条 参加の機会の提供は、次に掲げる方法で行います。

- (1) 委員会や審議会などの会議の公開とそれらの委員の公募
- (2) パブリックコメント制度
- (3) 市民ワークショップ
- (4) 政策提案制度
- (5) その他適切な方法

2 市は、第 7 条の行政活動を行うときは、前項各号に掲げる参加の機会の提供の方法のうち、適切と認められる一つ以上の方法により参加の機会を設けます。

3 第 1 項各号に掲げる方法の具体的な取り扱いは、別に定めます。

【第 1 項】参加の方法にはどのようなものがあるのかを具体的に説明しています。

(1) 委員会・審議会などの会議の公開と委員の公募

・行政には様々な委員会や審議会などが設置されていますが、原則として、会議の傍聴を認め、会議録の公開を進めます。

・また、委員会・審議会などに一般の市民の方が参加できるよう公募の機会を増やします。

(2) パブリックコメント制度

・この制度は、市が作成した条例や計画などの原案に対して、直接市民の皆さんからご意見を求める制度です。その結果を参考に、より良い案づくりに活かしていくためのもので、皆さんのご意見がどのように反映されたのかについても公表します。

(3) 市民ワークショップ

・ワークショップとは、もともと「工房」とか「共同作業場」といった意味ですが、一定の場所に集まった参加者が、お互いに意見を出し合い、そのなかから具体的な案を作ったり、合意形成をはかったりするような機会のことを意味します。

(4) 政策提案制度

・「暮らしやすいまち」の実現や地域課題の解決などについて、市民の皆さんからアイデアを出してもらおう制度です。

(5) その他適切な方法

・その他、無作為抽出で議論への参加をお願いする「市民陪審制」、議論を通じて一定の知識を身につけたうえでおこなう「討議制世論調査」などについても検討します。

また、「説明会」、「公聴会」、「アンケート」などの従来手法、広聴制度として実施中の「市民の声提案箱」、「出前座談会」など、それらの活用も図ります。

(市民の請求に基づく参加の機会の提供)

第10条 市は、第7条第4項の規定による参加の機会を設けなかった事項について、市民から請求があった場合、その実施を検討します。

2 市は、前条第1項各号に掲げる参加の機会の提供の方法について、市民から請求があった場合、その実施を検討します。

3 市は、前2項の規定に基づき、実施を検討した場合、その結果について理由を付して、これを公表します。

4 前各項に掲げる事項の具体的な取り扱いは、別に定めます。

【第1項】

第7条第4項の規定は、第7条第1項に掲げる市民生活に重要な影響を及ぼす行政活動以外のもの、例えば、従来から参加の機会を設けていたものや広く行政活動への参加が必要と認められるものについて、参加の機会を設けることを可能としているものです。

第7条第4項に基づいた参加の機会を設けない、と市が判断したものの中で、市民から参加の機会を設けてほしい旨の請求(要望)があった場合に、その実施について検討するものです。

【第2項】

第9条第1項第1号から第6号に掲げる方法について、市民からの提案が可能という規定です。例えば、「基本方針」の策定に関し、市はパブリックコメント制度で市民の意見を募ることにしていたが、市民から「市民ワークショップ」でしてほしい、または別の方法で検討してほしい、という請求があった場合に、その実施について検討するものです。

【第3項】

第1項の参加の機会の提供および第2項の参加の方法について実施するよう市民から要望があった場合、市は検討を行い、実施の可否の結果とその理由を併せて公表するものです。

(参加の結果の取扱い)

第11条 市は、参加の機会を設けたことによって提出された意見について、総合的かつ多面的に検討し、その反映に努めます。

2 市は、市民から提出された意見の検討を終えたときは、提出された意見の検討経過及び検討結果を公表します。ただし、境港市情報公開条例(平成11年境港市条例第12号)第7条に定める非開示情報は公表しません。

参加の機会を設けた結果、提出された市民の意見をどのように取り扱うかを定めています。第1項は、市民から意見が提出された場合には、総合的に、また様々な視点から検討したうえで、できるだけ尊重して行政活動に反映するよう努めるものです。

第2項は、提出された意見の検討の経過や結果の公表を義務付けているものです。ただし、個人に関する情報や企業秘密など、情報公開条例で非開示とされているものは除きます。

(公表の方法)

第12条 市は、参加の機会を設けた事項の内容を次に掲げる方法で公表します。

- (1) 市役所及び公民館掲示場での掲示
- (2) 市役所担当課窓口での供覧又は配布
- (3) 市報さかいみなとへの掲載

(4) 市ホームページへの掲載

(5) その他効果的な方法

市民が行政活動に参加する前提として、参加の機会を設ける際、市民に対して、十分にその情報を伝えることが重要です。このため、参加の方法に関する情報の公表方法を主に4種類定め、市民が参加に関する情報をできる限り知ることができるよう定めているものです。4種類すべての方法での公表が原則ですが、第3号の市報は月1回発行のため、時間的制約で公表の時期がずれるなどの場合は、事後掲載となることもあります。

第5号の「その他効果的な方法」は、市内の各公共施設での供覧、掲示、配布などがあります。

第4章 住民投票

(住民投票)

第13条 市長は、市民生活に重要な影響を及ぼす事項について、市民の意思を直接問う必要があると認めるときは、住民投票を実施することができます。

2 住民投票の実施に関し、投票に付すべき事項、投票の参加資格、投票の方法、投票結果の取扱いその他必要な事項については、それぞれの事案に応じて、別に条例で定めます。

市民生活に重要な影響を及ぼす極めて重要な事項について、投票によって市民の意思を確認し、市政に反映させていくための制度です。

重要な事項というのは、過去に全国各地で実施された例として、原子力発電施設、産業廃棄物処理施設、米軍基地施設などの設置の是非や市町村合併、広域的な環境問題などがあります。それぞれの事案に応じて、どのようなことについて住民投票を行うのか、投票の参加資格やその方法など、具体的な手続を条例でその都度定めるものとしています。

境港市では、平成15年7月に「米子市を合併対象市町村とする合併協議会設置の賛否を問う住民投票」が住民からの請求に基づき、実施されました。

第5章 支援

(お金の支援)

第14条 市は、市民活動団体の活動がより円滑にできるよう、予算の範囲内で財政的な支援を行います。

この条例の「支援」とは、第2条第9号の用語の意味にあるように、自治会やNPOなどの市民活動団体がより円滑にその活動を進めることができるよう、様々な形(財政、情報、人的側面)で援助・支援していくことです。特に、NPOについては分野、法人格の有無、キャリアなど、様々であるので、その特性に応じた支援が必要になると考えられます。この条例では、市が団体に対して行う「支援」を中心に定めますが、最終的には、市民一人ひとりの支援がNPO活動などの発展の鍵を握っていると考えます。

この条文は、市が予算の範囲内で、各種市民活動への助成金、税の減免制度などの財政的な支援を行うものですが、ボランティア保険への支援や「(仮称)協働のまちづくり基金」の創設なども検討していきます。本市では、平成17年度から、市民が自主的に参加し、自発的に行う営利を目的としない社会貢献活動を行う市民活動団体に対して助成する、「市民活動推進補助金」制度を実施しています。

(場所の支援)

第15条 市は、境港市民活動センターを市民活動団体などの活動や交流の拠点と位置付け、必要な整備を行います。

2 その他の公共施設においても、市民活動団体などが利用しやすい環境整備に努めます。

平成18年3月に「協働のまちづくり」を進めるための拠点施設としてオープンした「境港市民活動センター」を市民活動団体の活動や団体間の交流を促進するため、時代に即した、必要な整備を行っていくものです。

その他の公共施設、例えば市民会館や体育館、公民館などにおいても、市民活動に気軽に利用できるような環境整備を行っていきます。

(情報の支援)

第16条 市は、市民活動団体の活動の活性化につながるような情報を積極的に提供します。

2 市は、市民活動団体と市及びその他の行政機関などとの情報共有を促進するため、相談窓口体制などの整備と充実に努めます。

第1項は、市は、市民活動団体の活動の活性化につながるような情報(例えば、行政や公益法人の財団等の各種助成金に関する情報、研修などを通じた運営ノウハウなど)を収集し、それらを積極的に提供していきます。

第2項は、市民活動団体と市および国、県、独立行政法人などの行政機関との情報共有を進めるべく、相談窓口体制などの整備、充実に努めるものです。

(ひとの支援)

第17条 市は、市民活動団体自身による人材育成に対して、必要な支援を行っていきます。

2 市は、市の職員の市民活動などに関する関心や理解を深め、誠意をもって、市民と向き合い、支援することができるよう、意識改革を進めます。

市は、市民活動団体が自ら行う人材育成に対して、例えば、会計や労務などに関する研修の実施などの必要な支援を行っていきます。

第2項は、市職員の市民活動などについての関心や理解を深めていくと同時に、誠実に市民と向き合い、支援ができるよう、意識改革を進めるものです。

第6章 協働

(協働の基本原則)

第18条 市民活動団体と市は、次の基本原則をお互いに認識し合うこととします。

- (1) 対等であること。
- (2) お互いに責任を明確にすること。
- (3) 信頼関係を構築すること。
- (4) 十分に対話をし、合意を持つこと。

「協働」とは、単純に言えば、「市とNPO」、「NPO相互」、「NPOと自治会」など、“団体と団体”が“協”力して“働”くことです。ただし、単に仲良くするというのではなく、それぞれが共通の目標(地域の課題の解決)に向けて、「対等」な立場で、明確に「役割分担」をし、「1足す1が2以上になるような」効果をあげることが「協働」の要件だと考えます。

この条例の特に、市民活動団体と市との協働を考える場合、ある事業を【実施】する段階だけ

ではなく、その前段階の【企画】する、あるいは、その後の【評価】する段階でも検討する必要があります。この条文は、この条例における協働の4つの基本原則を市民活動団体と市がお互いに認め合うことを明記したものです。

(協働の機会の確保)

第19条 市は、新規又は既存の政策、施策、事業などを企画し、若しくは実施する場合、常に協働の可能性を検討することに努めます。

2 市は、市が公募して市民活動団体などから協働事業の提案を受け付ける制度を設け、第21条に規定する境港市みんなでまちづくり推進会議によって審査し、実施の可否を決定します。

3 市は、市民活動団体などからの協働事業の提案を随時受け付け、実施の可否を決定します。

4 市は、前2項に掲げる協働事業の実施の可否について、市は、理由を付して、これを公表します。

市が政策・施策・事業などを企画もしくは実施する場合には、常に協働の可能性を探り、検討を行うものとします。それは、新規のもののみならず、既存のものも対象とするものです。

協働の具体的な形態としては、市からNPOなどへの「事業委託」、一緒にイベントなどを行う「共催」、明確な役割分担のもとに一定期間継続的に協力しあう「事業協力」などがありますが、その他の形も常に模索していきます。

【第2項】

市が公募にかけて、市民活動団体などから協働事業の提案を受け付ける制度を設けるものです。その審査は、原則として、公募の市民などで構成する境港市みんなでまちづくり推進会議において審議し、推進会議の意見等を参考にして実施の可否を決定します。

【第3項】

市民活動団体などから協働事業の提案を随時受け付けることで、日常的に協働のあり方を考える土壌が生まれ、身近な協働の進展が期待されると考えたものです。

【第4項】

第2項と第3項の規定に基づき、提案のあった協働事業の実施を検討した結果、その可否について理由を付けて公表するものです。公表の方法は、第12条の規定に準じます。

(みんなでまちづくり推進員の設置)

第20条 市は、前2条に基づき、市民活動団体などとの協働を円滑に推進するため、市の各部署にみんなでまちづくり推進員を置きます。

2 前項の推進員についての必要な事項は、別に定めます。

NPOなどの市民活動団体と市との協働を円滑に推進するため、市の各部署において協働推進の中心となる職員を「みんなでまちづくり推進員」に指名します。

推進員の職務内容は、所属する職場内での協働に関することの普及啓発や市民活動団体との協働事業の実施の検討、市民活動団体からの提案や問合せへの対応などです。

第7章 実効性の確保

(みんなでまちづくり推進会議の設置)

第21条 この条例の実効性を確保するため、かつ、条例自体を状況の変化に的確に対応させていくため、境港市みんなでまちづくり推進会議(以下「推進会議」といいます。)を設置します。

2 この推進会議の役割は、次に掲げる事項とします。

(1) この条例をより具体的に進めていくための参加と協働のための指針の具体的な内容を検討すること。

(2) 促進、参加、支援及び協働についての実施状況を様々な視点から評価を行うこと。

(3) 協働事業の提案などに関する審査を行い、意見を提出すること。

(4) この条例を定期的に見直し、改正又は廃止に関する提言を行うこと。

(5) 前各号に定めるもののほか、促進、参加、支援及び協働の推進について、必要な事項を検討すること。

3 推進会議は、12人以内の委員で組織し、次の人のうちから市長が委嘱します。

(1) 様々な分野における識見を有する人

(2) 市内で活動する市民活動団体などが推薦する人

(3) 市内に住んでいて、公募に応募した人

4 推進会議の委員の任期は、2年とします。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。

5 委員は、再任されることができます。

6 前各項に定めるもののほか、推進会議の運営に必要な事項は、別に定めます。

「第6章実効性の確保」の基本的な考え方

条例が策定されても、それが実際に実行され、効果を上げない限り、意味がありません。そのため、条例の中に条例の実効性を確保するための仕組みを設けるものです。

第21条に規定する境港市みんなでまちづくり推進会議とは、この条例の実効性を確保するため、また、条例自体を状況の変化に的確に対応させていくため、「促進」「参加」「支援」「協働」への取り組みをチェックするために、公募または市民活動団体で活動する市民や有識者などで構成する推進会議を設置するものです。

この推進会議の役割は、以下のことを想定しています。

(1) この条例をより具体的に進めていくための指針(「(仮称)市民参加と協働を推進するための指針」)の具体的な内容を検討すること。

(2) 促進、参加、支援、協働についての実施状況を様々な視点から評価を行うこと。

(3) 協働事業の提案などに関する審査を行い、意見を提出すること。

(4) この条例を定期的に見直し、改正または廃止に関する提言を行うこと。

(5) そのほか、促進、参加、支援および協働の推進について、必要な事項を検討すること。

(条例の運用状況の公表)

第22条 市は、この条例に掲げる促進、参加、支援及び協働についての運用状況を原則として毎年度まとめ、これを公表します。

市は、この条例の運用状況(市民活動や市民活動団体などの現況なども含む。)について、原則、毎年度単位で取りまとめ、一般に公表することにします。公表の方法は、第12条に規定される方法に準じて行い、市民の目からチェックできるようにします。

(条例の見直し)

第 23 条 市長は、社会の情勢と促進、参加、支援及び協働の状況に応じて、この条例の施行後も、この条例について適宜、見直しを行います。

社会情勢の変化や促進、参加などの状況によって、実態と合わないことが生じてきた場合、必要に応じて適宜、条例を見直すものとしています。

「適宜、見直しを行う」とは、2年あるいは3年といった一定の期間にこだわらず、状況に応じて、その都度見直しを行うものです。

第 8 章 雑則

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、規則に定めま

す。

この条例を施行する際の必要な事項について、規則で定めることを委任することを定めている

ものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行します。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、既に着手され、又は着手のための準備が進められている政策等の行政活動であって、時間的な制約その他正当な理由により行政参加を求めることが困難な場合については、第 3 章の規定は、適用しません。

この条例の附則を定めています。第 1 項は、条例の施行期日を、第 2 項は、この条例の施行に関する経過措置を必要に応じて定めるものです。